

沼津市下水道計画区域(案)に関する意見募集の結果について

番号	箇所	意見の内容	市の考え方	修正の有無	提出日
1	その他	<p>沼津市水道事業及び下水道事業経営審議会で以下の問題点を審議してもらいたい。</p> <p>【問題点1】 今回の下水道計画区域から外れる地域に市街化区域が含まれている課題                      今回の下水道計画区域から外される区域の中に、都市計画税を支払っている市街化区域が含まれている。4つの事業所を含め、約80世帯が対象となっており、東名高速愛鷹PA北側のエリア全体で年間3,200万円の都市計画税が納入されている。にも関わらず、合併浄化槽の新設時の補助金上乗せで整合性を図ろうとする沼津市のバランスを欠いた対応には同意できないと考える。                      また、この計画をそのまま実行した場合、当該の市街化区域の事業所および個人は、将来に亘り、下水道が整備されないにも関わらず、都市計画税を支払い続けなければならないことは、市民の権利に関して「法の下での平等」を保障した日本国憲法に抵触すると思われるが、沼津市水道事業及び下水道事業経営審議会として、どのように考えるかお示し願いたい。</p> <p>【問題点2】 下水道（接続）利用者に対する公平性の課題                      現在、市街化調整区域（都市計画税未払い世帯）における下水道への接続世帯は約3,100世帯あるが、都市計画税を支払っている市街化区域にお住まいの世帯と比較すると公平性の観点で課題が残ったままである。過去及び現在の市議会議員からの度重なる指摘を受け、水道部として「課題であるとの認識を示している」ものの、解決を先送りしている現状がある。                      これらの解決策として、以下の2つがあるので、是非ともいずれかを導入すべきである。                      ◆市街化調整区域の下水道接続世帯へ都市計画税を負担してもらう施策                      ◆市街化調整区域の世帯が下水道へ接続する際の負担金へ上乗せしてもらう施策</p>	<p>沼津市水道事業及び下水道事業経営審議会条例では、下水道事業の計画に関することについて審議することとされています。そのため、沼津市下水道計画区域(案)につきましては、平成29年12月22日に実施された審議会を経て、パブリックコメントを実施しております。</p> <p>なお、今回いただいた意見につきましては、今後開催される審議会にパブリックコメントの結果として報告させていただきます。</p>	無	H30.3.20